

スイセン・ローン (プロパー)

一関信用金庫
令和5年4月1日現在

1. 商 品 名	スイセン・ローン (プロパー)
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して安定した収入のある方 当金庫の会員または当金庫の会員となれる方 ・ (当金庫の営業地域内に居住・住所を有するか、または当金庫の営業地域内にある事業所に勤務する方) ・ 地方公共団体が行う排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給補助金交付要綱等に基づき、地方公共団体があっせんしたもので、当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方
3. お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①地方公共団体が施工する公共下水道排水設備事業に関連する資金 ※例、水洗トイレ設備工事、下水道接続工事、農業集落排水工事、浄化槽設置工事
4. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・ ① 一戸建ての建物 100万円 (万円単位) ・ ①-2 共同住宅その他2戸以上の構造を有する建築物 300万円 (万円単位) (当該建築物内水洗便所を設置する戸数1戸につき50万円を限度とする)
5. ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以内
6. ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫所定の利率によります (金利については窓口でお問い合わせください) (なお、金融情勢の変化等により金利を見直す場合があります)
7. ご返済方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等割賦返済 ・ 当金庫ホームページ「ローンシミュレーション」で返済額の概算について試算いただけます
8. 保 証 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要ございません
9. 担 保・保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名以上必要です (別途収入があれば、家族の保証も可能です) 担保は必要ございません
10. 手 数 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部または全部繰上償還の場合、別途手数料3,300円 (税込) ががかかります、約定返済額を変更する等の条件変更の場合は別途手数料5,500円 (税込) ががかかります、詳しくは窓口でお問い合わせください
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス担当部署 (9時～17時、電話：0191-23-6111) にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス担当部署または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、 ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス担当部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
13. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また現在のご融資利率やご返済の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください